

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月から47年3月まで  
② 昭和48年7月から同年9月まで  
③ 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和42年に会社を辞めた際、当時、家計を管理していた祖母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたものと思う。

申立期間②及び③については、前後の国民年金保険料が納付された記録となっているのに、3か月ごとに2か所の未納記録があることに納付できない。

申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である上、申立人は、その前後の期間の国民年金保険料を納付しており、前後の期間を通して申立人の生活状況に大きな変化はうかがえないことを踏まえると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和47年9月頃に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間①の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の祖母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 9 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 57 年 6 月 1 日から 58 年 2 月 13 日まで  
④ 昭和 58 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①及び②については、私は、B 社に、昭和 56 年 9 月 1 日から 57 年 3 月末まで勤務していた。

申立期間③については、私は、C 社 D 支店に、昭和 57 年 6 月 1 日から 58 年 2 月 12 日まで勤務していた。

申立期間④については、A 社に、昭和 58 年 6 月 13 日から同年 9 月末まで勤務しており、私が所持している同年 6 月から同年 9 月までの給料明細によれば、毎月厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるにもかかわらず、同年 9 月の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立人から提出された昭和 58 年 9 月の給料明細及び「昭和 58 年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は、A 社に勤務し、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、前述の給料明細の厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和56年10月13日から57年3月31日までの期間において、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社の元事業主及び複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、B社が加入していた健康保険組合における申立人の加入記録は、厚生年金保険被保険者記録と一致していることが確認できる。

申立期間③については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和57年6月1日から58年2月12日までの期間において、C社D支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社の承継事業所であるE社では、「当社が保管している厚生年金基金（現在は、企業年金連合会）の加入者リストには、申立人の氏名は無く、健康保険組合に問い合わせても、申立人の加入記録は確認できなかった。社会保険事務所、同基金及び同健康保険組合に提出する資格得喪に係る届出用紙は、複写式であったことから、申立人については、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」としている。

また、C社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③に被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月1日  
② 平成17年12月2日  
③ 平成18年7月7日  
④ 平成19年7月6日

私の厚生年金保険被保険者記録のうち、A社で支給された申立期間の賞与の記録が欠落している。

賞与明細書等を所持しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る賃金台帳及び申立人が所持する賞与明細書等により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和37年5月1日から平成12年3月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間当時は「C災害」の時期で、同社B出張所に所属しながらD市の現場に勤務していた。昭和38年4月に同社E部に転勤したはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事個人票及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B出張所から同社E部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立期間に申立人と同じ現場に勤務していた同僚が、「申立人は、昭和38年4月頃に、F市にあったA社E部に異動した。」と述べていることなどから、申立人のA社B出張所における資格喪失日を、同社E部における資格取得日と同日の昭和38年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和38年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を「行っていないと考えられる。」、申立期間に係る厚生年金保険料も「納付していないと考えられる。」としていることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年2月及び同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和33年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月25日から34年3月28日まで

厚生年金保険の加入記録によれば、C社において昭和33年10月25日に被保険者資格を喪失後、グループ会社のA社において34年3月28日に被保険者資格を取得しており、申立期間が未加入期間となっている。私は、33年3月10日から47年6月20日まで継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部に係る申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人及び複数の同僚は、「転勤時期は、昭和33年9月頃であった。」と述べており、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと認められることから、申立人のA社における資格取得日を、C社における資格喪失日と同日の昭和33年10月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、12,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成10年10月から11年9月までは16万円、13年5月から同年8月までは18万円、同年9月は17万円、14年6月から同年8月までは16万円、15年4月から同年8月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月1日から11年10月1日まで  
② 平成13年5月1日から同年10月1日まで  
③ 平成14年6月1日から同年9月1日まで  
④ 平成15年4月1日から同年9月1日まで

私が所持する平成9年1月から16年12月までの給与支給明細書のうち、申立期間①から④までについて、給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と異なっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細

書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 10 年 10 月から 11 年 9 月までは 16 万円、13 年 5 月から同年 8 月までは 18 万円、同年 9 月は 17 万円、14 年 6 月から同年 8 月までは 16 万円、15 年 4 月から同年 8 月までは 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月21日とし、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月1日から同年8月21日まで

私は、昭和42年4月にC社に入社し、D業務に従事していた。47年6月1日にほかの従業員と共に同社の関連会社であるA社に異動し、申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が、自らと共にC社からA社に異動したとする従業員は、昭和47年6月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、C社において昭和47年6月1日に被保険者資格を喪失し、同年8月21日に再度被保険者資格を取得しているところ、申立期間当時、A社において被保険者であった同僚は、「C社の関連会社であるA社の従業員が退職したため、申立人は、臨時的にC社からA社に異動して勤務することとなった。」と述べており、同年6月30日に退職した当該従業員の一人は、「申立期間は、仕事の引継時期だった。申立人が申立期間に雇用保険に加入しているのであれば、厚生年金保険の加入手続も一緒に行っていたと思

う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和47年5月及び同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否か不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年6月及び同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月30日から同年10月21日までの期間について、A社において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を同年10月21日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から56年10月頃まで

私は、申立期間にはA社B営業所に継続して勤務し、昭和56年10月頃に退職した。申立期間には給与から厚生年金保険料を控除され、健康保険被保険者証も使用していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和54年11月26日）の後の昭和54年12月27日付けで、同年10月23日と記録され、その後、処理日は不明であるものの、当該資格喪失日が同年6月30日に訂正されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿によれば、同僚69人についても、申立人と同様、資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人が記憶する上司は、「A社B営業所は、昭和54年10月20日に営業を止めており、同日付けで離職票を作成した。」と述べているところ、申立人及び申立人がA社B営業所に勤務していたと記憶している同僚4人に係る雇用保険の加入記録によれば、これら5人の同社における離職日は、昭和54年10月20日とされている。

また、複数の同僚は、「A社B営業所の倒産後に離職票をもらった。会社から言われて、倒産後の昭和54年10月21日に国民年金に加入し、国民年金保険料も納付した。」と述べており、オンライン記録によれば、当該同僚等は、昭和54年10月21日に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人のA社における資格喪失日を、申立人の同社B営業所における離職日の翌日である同年10月21日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年5月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和54年10月21日から56年10月頃までの期間については、雇用保険の加入記録は無く、申立人が、当該期間においてA社B営業所に継続して勤務していたことは確認できない。

また、申立人及び前述の同僚の離職日は、前述の上司が述べているA社B営業所が営業を止めたとする日と符合している上、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は、昭和54年11月26日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月 8 日から 54 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 53 年 3 月 8 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から 54 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 1 月 1 日に A 社に入社したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年 3 月 8 日から 54 年 5 月 1 日までの期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、A 社に勤務していたことが認められる。

また、A 社は昭和 60 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、元事業主は、「正社員については、約 1 か月間の試用期間を設けていたものの、試用期間経過後に全員を厚生年金保険に加入させていた。雇用保険と厚生年金保険の加入手続は、同時に行っていた。」と述べており、申立人が記憶している財務担当の上司も、「当時、1 か月間から 2 か月間の試用期間があった。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人と前後して雇用保険被保険者資格を取得した複数の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、雇用保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事していた同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の元事業主は、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行い、厚生年金保険料を納付したと主張するが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に被保険者資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年3月から54年4月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和53年1月1日から同年3月7日までの期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録は無い上、前述の元事業主及び財務担当の上司は、試用期間があった旨を述べていることから、当該期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかったと推認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月1日から同年11月1日まで

昭和36年10月にB社に入社し、直後に同社からC社D工場（現在は、E社D製作所）に派遣された。その後、派遣元の会社は、A社及びF社と社名変更したものの、60年3月に退職するまで、C社D工場に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、「A社は、昭和58年10月頃に会社のG部門をF社に営業譲渡した。」と述べているところ、オンライン記録によれば、申立人は、A社において昭和58年3月1日に被保険者資格を喪失後、F社において同年11月1日に被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚は、「申立人がF社を退職したのは昭和60年3月であり、それより前に会社を辞めたという記憶は無い。」と述べていることから、申立人は、申立期間において、A社に継続して在籍していたと認められる。

また、前述の複数の同僚は、「申立期間及び申立期間の前後において申立

人の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。申立人は、H氏と一緒にA社及びF社から派遣されてC社D工場に勤務していた。」と述べているところ、同僚のH氏については、申立期間に係る被保険者記録は、A社において継続している。

さらに、別の複数の同僚は、「申立期間以前からA社に勤務又は在籍していた者は、全員が同社及びF社において厚生年金保険に加入していたはずである。」と述べているところ、これらに該当すると推認できる同僚43人全員（申立人を除く。）が、昭和58年11月1日にA社において被保険者資格を喪失し、同日にF社において被保険者資格を取得しており、申立期間に係る被保険者記録は、A社において継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社のG部門を営業譲渡されたとするF社は平成22年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、A社における申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、確認することはできないものの、申立人の厚生年金保険被保険者記録における資格喪失日が雇用保険の加入記録における離職日の翌日の昭和58年3月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年10月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から同年7月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間当時、同社（本社）から同社C支店に異動した経緯はあったが、勤務は継続しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社の回答及び複数の同僚の記憶等により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社員名簿によれば、申立人は、昭和45年5月にはA社に、46年6月には同社C支店に在籍していることが確認できる上、同僚は、「昭和45年6月か同年7月には、申立人と一緒にA社C支店D作業所に勤務していた。」と述べていることから、申立人の同社C支店における資格取得日を、同社における資格喪失日と同日の45年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社B工場における申立人の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年9月頃まで

私は、昭和17年4月にA社B工場に入社し勤務していたが、19年12月頃にC県の同社D工場に異動した。終戦後の20年9月頃までE課の事務職として継続して勤務していた。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が昭和19年6月1日に被保険者資格を取得した旨が記載されている。

また、申立人は、「会社の事務所で玉音放送を聞いた。その後間もなく、退職する旨を上司に伝え、数週間のうちに仕事の引継ぎを済ませて退職した。」と述べているところ、同僚も同様に述べている。

さらに、申立人が、「会社の付近で爆撃があり、E課の前に設営された防空壕に逃げ込んだ記憶がある。」と述べているところ、当時の記録によれば、昭和20年7月にF市（現在は、G市）H地区に対して爆撃が行われたことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、前述のとおり、申立人が昭和19年6月1日に同社同工場において被保険者資格を取得した旨が記載されているものの、当該

被保険者名簿及び被保険者台帳のいずれにおいても、資格喪失日が記載されていないことが確認できるが、年金事務所では、資格喪失日の記載が無い理由については不明としている。

また、A社は、「在籍者については、当然、その者に係る厚生年金保険料の納付は行っていた。」としている。

さらに、申立人は、「昭和19年12月頃にA社B工場から同社D工場へと異動した。」と述べているところ、A社D工場の複数の同僚は、「多数の者が、A社B工場から同社D工場に異動してきた。」と述べており、そのうちの一人は、「私の上司は、昭和19年6月1日より前にA社B工場から同社D工場に異動してきており、申立期間当時は、同社D工場に勤務していた。」と述べているにもかかわらず、当該上司は、同社B工場において昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、I県で払い出された被保険者台帳記号番号の記録は、同社D工場に係る厚生年金保険被保険者名簿にはほとんど記載されていない。

これらのことから、申立人については、A社D工場に異動後も、同社B工場において被保険者資格が継続していたと考えることが自然である。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録が確認できる前後21頁に記載された同僚のうち、昭和20年8月15日から同年9月14日までの期間において資格喪失している者は確認できない上、被保険者台帳の資格喪失理由欄に「終戦」と記載されている複数の同僚については、資格喪失日が同年9月15日と記載されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であるため厚生年金保険料の徴収は行われていない期間であり、被保険者期間に算入される期間には該当しないことから、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月15日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿及び被保険者台帳における申立人の記録から、50円とすることが妥当である。

## 福島国民年金 事案 752

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に会社を退職してから国民年金保険料を納付していたはずであるが、申立期間が未納となっている。申立期間当時、国民年金保険料を、毎年度、金融機関で前納していたので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 36 か月と長期である。

また、申立人は、昭和 54 年 2 月から 55 年 3 月までの期間が、国民年金と厚生年金保険との重複加入となっていることを知り、同年 4 月頃に A 市役所 B 支所（現在は、C センター）で国民年金被保険者資格喪失の手続を行ったとしているが、当該重複期間の国民年金保険料は平成 17 年 5 月 31 日に還付されたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎年度、金融機関で前納していたと主張しているが、納付していた金融機関名及び納付金額等を記憶していない上、オンライン記録で前納が確認できるのは平成 21 年 6 月以降である。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連事情、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 754

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から57年3月まで

私は、市役所の窓口で父の高額医療の手続時に国民年金の説明を受け、昭和55年又は56年頃に国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、加入手続を行った市役所の窓口で、最初に、加入手続が遅くなったことによる過去の分として3万円から4万円程度を納付し、その後は、一回当たり数か月分ずつを納付し、それを数回繰り返した。

それにもかかわらず、国民年金の加入期間が全て未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を市役所の窓口で納付していたとしているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている者の記録から、昭和56年5月以降に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の一部は過年度保険料となることから、市役所の窓口で納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、加入手続が遅くなったことによる過去の分の国民年金保険料として3万円から4万円程度を納付したとしているものの、当該納付時期を記憶しておらず、仮に、前述の払出時点で納付した場合の過年度保険料額は6万5,040円となり、金額が一致しない上、その後数か月分ずつの国民年金保険料を数回納付したとする際の金額についても、申立人の記憶は定かではない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から41年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和38年10月から40年2月までは父が、結婚後の同年3月から41年3月までは義父が、それぞれ納税組合を通じて納付していた。

申立期間が未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父及び義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、昭和41年4月以降に払い出されたものと推認でき、この時点で、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所を納税組合と述べているところ、申立人に係る特殊台帳には、昭和40年度の摘要欄に「カード作成」の記載があり、昭和38年10月から41年3月までの各月別欄には「届出前消滅」又は「時効消滅」の記載があることから、過年度納付書が発行されたものの、未納のままとなっていたことから時効となったと考えられる上、納税組合において過年度保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって国民年金保険料を納付していたとする申立人の父及び義父は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 756

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで  
申立期間当時、私は学生であったが、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。  
申立期間が未加入期間となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳（昭和 49 年 11 月 12 日発行）及び申立人に係る特殊台帳には、申立人が昭和 49 年 10 月 12 日に国民年金被保険者資格を取得したことが記載されており、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島国民年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年10月まで

申立期間当時、私は、サラリーマンの妻であったが、元夫と国民年金に加入していた方がよいと話した記憶がある。昭和46年\*月に長男を出産し、元夫が長男の出生届を提出した際に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたものと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳、現在の居住地であるA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録には、いずれも、申立人が昭和47年11月1日に任意加入したことが記載されており、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者の配偶者であり、昭和46年\*月に長男が出生し、元夫が同年\*月に出生届を提出したことも確認できるものの、その当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、任意加入については、「その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。」とされており、同年4月に遡って被保険者資格を取得することはできない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の元夫は既に亡くなっていることから、当時の具体的な状況を確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から33年4月1日まで  
② 昭和58年11月28日から59年7月20日まで  
③ 昭和60年9月18日から61年4月11日まで  
④ 昭和61年5月30日から62年2月10日まで  
⑤ 昭和62年10月10日から63年3月31日まで  
⑥ 平成元年6月19日から2年3月31日まで  
⑦ 平成4年7月31日から5年7月31日まで  
⑧ 平成6年4月1日から7年12月17日まで

申立期間①はA社（現在は、B社）に臨時雇用員として、申立期間②はC社に季節労働者として、申立期間③、⑤及び⑥はD社に季節労働者として、申立期間④はE社に派遣職員として、申立期間⑦はF社に正社員として、申立期間⑧はG社に正社員として、それぞれ勤務していた。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社が保管する申立人に係る人事台帳により、申立人が、当該期間において、臨時雇用員としてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社では、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

また、オンライン記録によれば、A社は昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認でき

る。

さらに、申立人は、当時、申立人と同様に臨時雇用員として勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、それらの者から申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間において、C社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C社は既に解散しており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、C社は平成2年6月1日に適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できることから、申立人が一緒に勤務していたとする同僚についても、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない上、同社の商業登記簿謄本で確認できる当時の事業主及び役員は、当該期間に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③、⑤及び⑥については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人が、当該期間において、D社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社の元事業主は、当時の資料を保管していないため、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

また、複数の同僚は、「申立人は、季節労働者として勤務していた。」、「厚生年金保険を含む社会保険の加入は正社員のみであり、季節労働者については加入させていなかった。」と述べているところ、申立人が記憶する季節労働者の同僚についても、D社における厚生年金保険被保険者記録は見当たらないことから、同社では、季節労働者について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

申立期間④については、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間において、E社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、E社は既に解散しており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E社の元役員及び総務・経理を担当していた同僚は、「派遣職員は、短期間で退職してしまう者が多かったことから、入社後すぐに厚生年金保険に加入させることは無く、一定期間経過後に加入させていた。」と述べている。

さらに、複数の同僚は、「入社してからしばらくの間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べているところ、オンライン記録によれば、当該複数の同僚の資格取得日は、それぞれが記憶する入社時期の4か月から1年6か月後となっていることが確認できることから、E社では、必ずしも全

ての従業員について入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

申立期間⑦については、F社の回答書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、F社が保管する申立人に係る賃金台帳によれば、申立人の給与から控除されているのは雇用保険料のみであり、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同社の事業主は、「申立人については、当初から長期雇用の予定は無かったので、厚生年金保険には加入させていない。」としている。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚についても、F社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない者が複数確認できることから、当時、同社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

申立期間⑧については、G社の回答書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、G社の事業主は、「当時は、従業員の希望を確認し、希望があれば厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた。」、「申立人については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」としている。

また、当時、業務部長であった同僚も、「当時は、従業員の希望により、厚生年金保険に加入させていた。」と述べている上、申立人が一緒に勤務していたとする同僚についても、G社における厚生年金保険被保険者記録は見当たらないことから、当時、同社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 9 日から同年 7 月頃まで

私は、昭和 46 年 12 月 1 日から、結婚して A 市に転居する 47 年 7 月頃まで B 社に勤務していたので、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が、同年 3 月 9 日となっていることに納得できない。勤務中は同社の C 業務を担当し、業務内容に変化も無く継続して勤務していたはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に近接する時期に B 社に勤務していた同僚の記憶から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、結婚して A 市に転居する昭和 47 年 7 月頃まで、元妻と一緒に勤務していたと述べているが、オンライン記録によれば、申立人の元妻は、申立人と同じ同年 3 月 9 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の同僚のうちの一は、B 社では、夫婦と一緒に勤務する者が多かったと記憶しており、オンライン記録によれば、同社において、昭和 46 年 10 月から 48 年 8 月までに夫婦で被保険者資格を取得したとみられる加入記録は、申立人を含め 7 組確認できるが、全て夫婦で資格取得日と資格喪失日が一致している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 10 月 22 日まで

私は、昭和 58 年 4 月 1 日から常勤職員としてA事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る辞令書3通、A事業所から提出された申立人に係る履歴書及び同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、常勤職員として同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、前述の辞令書に記載されている申立人の任用期間は、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 8 月 21 日までの期間（昭和 58 年 4 月 1 日発令）、同年 8 月 22 日から同年 10 月 21 日までの期間（昭和 58 年 8 月 22 日発令）及び同年 10 月 22 日から 59 年 3 月 21 日までの期間（昭和 58 年 10 月 22 日発令）であることが確認できるところ、B社では、一つの発令による任用期間が6か月以上である常勤職員については共済組合に加入させていたが、任用期間が6か月未満である常勤職員については厚生年金保険に加入させていたか否か不明であるとしている。

また、申立期間当時の事務手続を知る職員は、申立期間当時、任用期間が6か月未満である常勤職員については、季節労働者に準じた取扱いをしており、厚生年金保険に加入させていなかったと思われると述べているところ、B社の回答により、昭和 58 年度に任用期間が6か月未満でA事業所に勤務したことが確認できる複数の常勤職員については、同事業所における厚生年金

保険被保険者記録は見当たらない。

なお、C共済組合によれば、申立人は、申立期間後の昭和58年10月22日から59年3月22日まで同共済組合に加入していたことが確認できるところ、同共済組合では、任用期間については、被保険者資格を取得した日の属する月から喪失した日の属する月までを計算していることから、当該期間について、申立人を共済組合員とする取扱いが行われたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 22 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間を含む昭和 52 年 2 月 1 日から平成 15 年 8 月 12 日までの期間に、A 事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A 事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、個人事業所である A 事業所は昭和 61 年 5 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、事業主を変更し、同年 10 月 1 日に再度、適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人を含む被保険者 8 人全員が、申立人と同様に、昭和 61 年 5 月 22 日に同事業所（事業主：B 氏）において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日に同事業所が事業主を変更した後の C 事業所（事業主：D 氏）において被保険者資格を再取得していることが確認できる上、このうちの一人は、同年 5 月 22 日に国民年金被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に喪失したことが確認できる。

さらに、A 事業所自体は、平成 15 年 8 月 12 日に適用事業所でなくなった以降の後継事業所も無い上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から35年6月頃まで

私は、申立期間当時、A社の研究室に勤務していた。25歳の昭和35年6月頃、同社の事業主に、B社に書類を届ける際、化粧して行くように言われ、同研究室の同僚から化粧品を借りて初めて化粧した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の写真を提出して、申立期間にA社の研究室に勤務していたと述べているものの、複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A社が保管する申立人に係る社会保険基本台帳には、「資格取得年月日：昭和30年2月14日、昭30.10.1喪失」と記載されており、当該記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人は、「研究室にCという姓の者は、私以外にいなかった。」と述べているところ、同僚から提出された「A社史」（発行：A社）には、昭和30年に助手として採用された申立人の旧姓と同姓の者が、病気のため同年8月に退職した旨の記述が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 7 月 26 日から同年 9 月 2 日まで  
② 昭和 49 年 11 月 26 日から 50 年 3 月 24 日まで

申立期間①について、私は、A事業所（以下「A」という。）の本部からB事業所（以下「B」という。）に移ったものの、これらの事業所は実質的には同一であり、私は継続して勤務していた。Bが解散したにせよ、Aに戻るまでの間の申立期間①には、これらの事業所のどちらかで厚生年金保険に加入していたはずであり、被保険者記録に空白期間があるとは全く考えられない。

また、申立期間②について、私が、C社の採用面接の際に厚生年金保険料等について念を押したところ、「手続きを急がせるので、それまで病気等にならないよう気を付けてください。」と言われた上、同社を辞めるときに、上司から辞めないよう説得された記憶もあるので、厚生年金保険に加入していない記録となっていることは納得できない。

申立期間①及び②について、それぞれ厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B又はAに勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B及びAの複数の同僚に照会しても、申立人のBの採用日及び退職日並びにAの再採用日を特定することはできず、申立期間①に係る申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、Bは、平成6年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主に照会しても、申立期間①に係る申立人の勤務実態及

び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、Aは、昭和 62 年 7 月 31 日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

申立期間②については、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社の従業員は、「私は、C社が厚生年金保険の適用事業所であった全期間について勤務していたが、女性の従業員はいなかった。申立人は、同社の関連会社であるD社の従業員ではないか。」と述べている。

また、D社の従業員は、「会社には2か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べているところ、複数の同僚は、自身が記憶する入社日の約2か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、C社を辞めるときに、辞めないよう自分を説得したとする上司の氏名を記憶しているところ、C社及びD社において、当該上司が被保険者となった記録は見当たらない。

加えて、C社は昭和 50 年 8 月 16 日に、D社は平成 20 年 4 月 25 日に適用事業所でなくなっている上、両社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 1247

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 19 年 11 月に入隊するまで、A社でB業務に従事していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。  
申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 19 年 11 月に入隊するまで、A社に勤務していた。」と述べているが、C県から提出された軍歴証明書には、申立人が昭和 19 年 11 月 25 日に入営したことが記載されているのみであり、A社の退職日を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は、昭和 19 年 1 月 31 日と記載されており、当該資格喪失日はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の同僚として記憶している二人のうちの一人は、申立期間より前の昭和 18 年に死亡している上、申立期間の被保険者記録がある別の一人も既に死亡しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、前述の被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 17 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得したと記録されている 100 人のうち、連絡先が分かった 7 人に照会したところ、5 人から回答は得られたものの、当該回答によって、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 3 月 2 日まで  
私は、昭和 33 年 7 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。  
申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主及び上司は、「当時は試用期間があり、全員が入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していないはずである。」と述べており、複数の同僚も、「自らの入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していない。」と述べている。

また、前述の同僚のうち、申立期間以前の昭和 32 年 2 月頃に A 社に入社し、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚は、33 年 7 月 3 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B 社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 19 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間を含む昭和 45 年 1 月 19 日から 46 年 3 月 29 日まで、臨時職員としてA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録及び申立人と一緒に勤務していた同僚の記憶により、申立人が、申立期間において、臨時職員としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によれば、A社は、昭和 44 年 10 月 1 日に一旦、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、45 年 9 月 1 日に再度、適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が上司として名前を挙げた者に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時、臨時職員としてA社に勤務していたとする複数の同僚は、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述の同僚の一人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月31日から42年5月11日まで  
② 昭和57年1月22日から同年5月28日まで

申立期間①については、私の所持する船員手帳に昭和41年8月1日から42年5月10日までの期間に、船舶所有者AのB船舶に乗船した記録があるにもかかわらず、船員保険被保険者記録は、41年8月1日から同年12月31日までの記録のみで、申立期間①の同船舶における被保険者記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②については、船員手帳に昭和57年1月22日から同年5月27日までの期間に、C社のD船舶に乗船した記録があるにもかかわらず、船員保険被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、B船舶の甲板員として、昭和41年8月1日に船舶所有者Aに雇い入れられ、42年5月10日に雇い止めされたことが確認できる。

しかしながら、同僚の一人は、「自分は、正月は自宅で過ごしていた。」と述べている上、B船舶に係る船員保険被保険者名簿によれば、同僚15人について、申立期間①のうち、昭和41年12月31日から42年1月5日までの期間において船員保険被保険者となっている者は確認できない上、同僚から提出された船員手帳に記載されている雇入日及び雇止日は、当該同僚の船員保険被保険者記録と一致していない。

また、事業主は既に廃業している上、現在の連絡先は不明であり、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することはできない上、複数の同僚に照会しても、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた。

申立期間②については、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、D船舶の甲板員として、昭和 57 年 1 月 22 日にC社に雇い入れられ、同年 5 月 27 日に雇い止めされたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②当時のC社の役員は、「申立期間②当時、船員手帳に乗船の記載があるからといって、必ずしも乗船していたわけではなく、諸事情により乗船していない者もいた。実際に乗船している船員については、船員保険に加入させていた。」と述べている。

また、複数の同僚から提出された船員手帳に記載されている雇入日及び雇止日は、当該同僚の船員保険被保険者記録と一致していない。

さらに、C社は、適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することはできない上、複数の同僚に照会しても、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではなく、必ずしも船員手帳の乗船記録と船員保険被保険者資格得喪日とが一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 7 月 7 日まで

私は、昭和 52 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に採用され、63 年 8 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間から欠落している。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人が、申立期間の一部を含む昭和 52 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 6 日までの期間及び同年 5 月 7 日から 63 年 8 月 31 日までの期間において、加入していることは確認できるものの、申立期間のうち、60 年 4 月 7 日から同年 5 月 6 日までの期間に係る加入記録は無い。

また、申立人の夫が加入する C 組合によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月 1 日から同年 6 月 16 日までの期間について、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、B 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された申立人の資格喪失日（昭和 60 年 4 月 1 日）及び資格取得日（昭和 60 年 7 月 7 日）は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

加えて、複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び回答を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。